

# ○医療用配合剤医薬品再評価に關し、資料提出を必要とする薬効群等の範囲について—その7

(昭和53年7月1日)  
(薬発第747号)

厚生省薬務局長から各都道府県知事宛  
医薬品再評価の実施については、昭和46年12月1  
6日薬発第1179号をもつて通知したところであるが、  
同通知に基づき、下記に該当する品目についてその資料  
を昭和53年10月1日までに提出するよう、貴管下関  
係業者に周知徹底方よろしくお願ひする。

## 記

現に薬価基準に収載されている配合剤医薬品のうち以  
下に掲げるもの

X線造影剤（造影補助剤を含む）